

パチンコ、パチスロが変わります！



安心して遊べる遊技産業のために、健全化推進活動がスタートします。

「遊技産業健全化推進機構」の活動目的と役割について

有限責任中間法人 遊技産業健全化推進機構

はじめに

すでにご承知のとおり、このたびパチンコ、パチスロなど遊技業界に「有限責任中間法人 遊技産業健全化推進機構」を立ち上げることになりました。

理由は、業界に大波が押し寄せてきているからです。

例えば、遊技機の射幸性が強くなった結果、パチンコは一部プロ化した人達のものになり、加えて遊技機や周辺機器の不正改造が問題化したことでファン離れが進み、その結果、遊技人口が10年間で半分になるなど業界は崖っぷちに立たされています。

パチンコは子供相手の縁日の露天からスタートし、80年を経過した現在はパチスロとあわせてざっと30兆円産業といわれるまでに発展をしました。

しかしその間、遊技業界は順風満帆というわけではありませんでした。

大変な危機に見舞われたこともありました。

昭和28年には、当時「連発式」という射幸性の極めて高い遊技機が大人気になりました。しかし、過激すぎると「連発禁止令」が出され、当時4万3000店を超えたパチンコ店が2年で8800店に激減しました。

「パチンコは終わった」

当時、世の中みんながそう思ったと言われています。

しかし、パチンコは終わりませんでした。いや、ますます国民の中にパチンコは根付き、戦後60余年を経て今日の隆盛を迎えました。

ここで学んだのは「社会との共生」なしにこの業界は存立し得ないという、先達の教えでありました。

いままた再び大きな危機を迎えています。

業界は社会からの信頼が薄れています。

遊技機の不正改造が、その高い射幸性ととも、お客様からの信頼を失う結果を招いたのです。

信頼を取り戻す！

第一に遊技機等の不正改造の防止を徹底しなければなりません。

一握りの店の不正行為が業界全般の足を引っ張ることになるのです。

「不正が蔓延している」というイメージが続けば、いずれ業界は社会から退場を命じられる事態になりかねません。

「不正改造が行えない環境づくり」とパチンコファンの信頼を取り戻すために、遊技産業健全化推進機構は、業界の総意の元、第三者機関として設立され、業界とは違う視点で新時代にふさわしい健全で活力に満ちた娯楽産業を目指すことになりました。

平成18年9月
有限責任中間法人遊技産業健全化推進機構

社会との真の共生を目指して

Section 1. セクション1.

有限責任中間法人遊技産業健全化推進機構とは？

有限責任中間法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構」という。）は、遊技機及び周辺機器に関する不正等を根絶して安心安全な遊技環境の整備を図り、もって身近で手軽な大衆娯楽としての基盤を確立して遊技産業の健全な発展に寄与することを目的とした第三者機関です。

機構の設立時の社員構成は、以下の業界12団体で、人的及び財政支援等について全面的に協力します。

《設立時の社員構成》

全日本遊技事業協同組合連合会

（全日遊連／全国のパチンコホール営業者の団体）

社団法人 日本遊技関連事業協会

（日遊協／遊技関連企業を会員とした業界の横断的組織）

日本遊技機工業組合

（日工組／パチンコ遊技機製造業者の団体）

日本電動式遊技機工業協同組合

（日電協／パチスロ遊技機製造業者の団体）

全国遊技機商業協同組合連合会

（全商協／遊技機販売業者＝主にパチンコ遊技機＝の団体）

回胴式遊技機商業協同組合

（回胴遊商／遊技機販売業者＝主にパチスロ遊技機＝の団体）

遊技場自動サービス機工業会

（自工会／遊技場における周辺機器製造業者の団体）

遊技場自動補給装置工業組合

（補給組合／遊技場における玉補給装置製造業者の団体）

遊技場メダル自動補給装置工業会

（メダル工業会／遊技場におけるメダル自動補給装置等 周辺機器の製造販売を行う業者の団体）

有限責任中間法人 日本遊技産業経営者同友会

（同友会／パチンコホール経営者の団体）

有限責任中間法人 余暇環境整備推進協議会

（余暇進／パチンコ関連事業を営む事業者及び趣旨に賛同する個人・団体）

有限責任中間法人 パチンコ・チェーンストア協会

（PCSA／チェーンストア経営システムを取り入れたホール企業の団体）



※ 中間法人とは「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない 社団」（中間法人法2条1号。）を言います。

※ 機構は上記設立時社員の外、遊技産業に関わる団体等に活動参加の門戸を開放しています。



セクション2.

活動方針

機構の主たる目的は、遊技産業からの遊技機及び周辺機器の不正改造根絶です。

その実現のため、第三者機関である機構自身が全国のパチンコホールに対する恒常的な検査体制を整え、「随時・無通知による立入検査」を実施していきます。また、この恒常的に実施される立入検査を受け入れること等をパチンコホールが誓約する「誓約書」の収受、及び不正情報の収集・分析・調査や、検査技術に関する調査・研究等にも努めていきます。

あわせて、活動内容を含め、様々な情報公開を行うことによって、お客様に安心してご遊技頂けるパチンコ、パチスロを積極的にピーアールして参ります。(セクション4に詳細説明)



セクション3.

誓約書とは？

(1) 誓約書の意義

機構が、機構が実施する不正排除活動の趣旨に賛同する全国のパチンコホールに提出して頂く「誓約書」は、パチンコホールが不正排除活動の一環としての機構の立入調査を無条件で受け入れるということとどまらず、パチンコホール自ら恒常的な不正根絶の取組みを行っていくことを誓約して頂くという目的を持ったものです。

(2) 誓約事項

誓約書に明記されている誓約事項は全12項目です。

この「誓約書」の重要な誓約事項は、

- ①不正遊技機等を取り扱わないこと。
- ②機構及び機構が協力を求める団体が実施する立入検査を無条件で受け入れること。

※なお、費用のご負担については、社員団体経由のご協力をお願いします。

パチンコホール営業者の皆様へ

機構が実施する不正排除活動等の諸活動については、第三者性を確保し、公平・公正・公明に実施いたしますので、遊技業界からの不正根絶のため、誓約事項についてご理解いただき、誓約書の提出にご協力くださいますようお願い申し上げます。

(3) 誓約書の種類

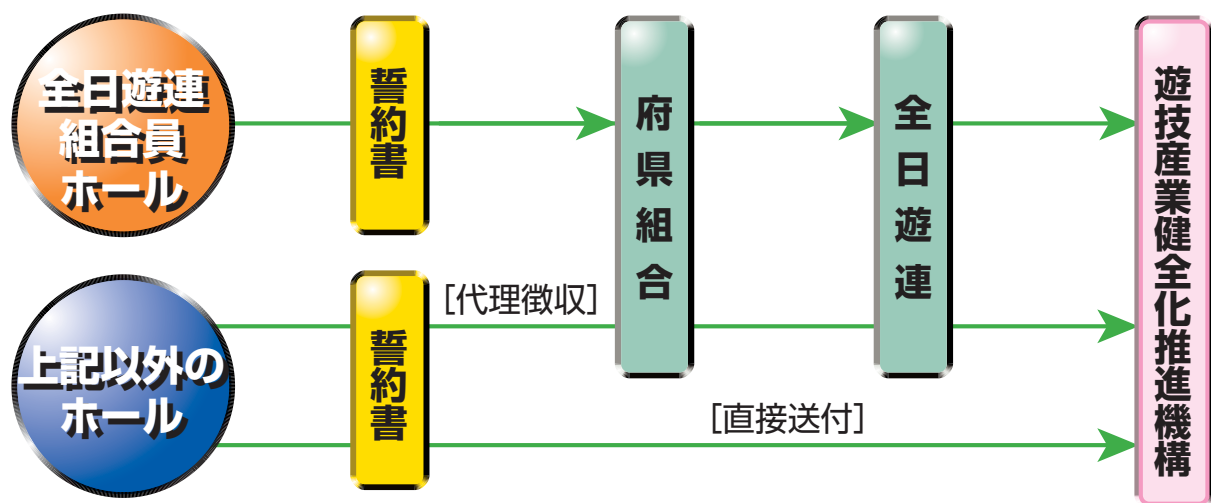
誓約書は、全国のパチンコホールの約94%が加盟している全日本遊技事業協同組合連合会（以下「全日遊連」という。）の傘下各都府県方面遊技業組合（以下「府県組合」という。）加盟ホール用の「組合員用」と、組合に加盟していないホール用の「非組合員用」があり、それぞれに法人事業者用の「法人用」と個人事業者用の「個人用」の2種類を用意しています（組合員用〔法人用・個人用〕、非組合員用〔法人用・個人用〕）。誓約書を提出するパチンコホールは、たとえば、全日遊連傘下の府県組合に加盟し、かつ、法人として経営している店舗については、「組合員用」の法人用の誓約書提出をお願いすることになります。

また、誓約書は1店舗につき1通の提出が必要となりますので留意してください（チェーン店を持つ法人はチェーン店舗毎の誓約書の提出が必要です）。

(4) 誓約書の提出方法

誓約書の提出方法は原則として、組合員ホールは所属する府県組合へ、組合に加盟していないホールは機構に直接送付（府県組合によっては組合に加盟していないホール分も代理徴収する場合があります。）します。具体的な誓約書の提出方法は、所属する府県組合により異なる場合がありますので、提出方法が不明な場合は、機構又は所属する府県組合へお問い合わせください。

誓約書の提出の流れ



※組合員ホールの誓約書は、所属府県組合、全日遊連、遊技産業健全化推進機構の三者宛、非組合員ホールは機構宛のみになります。

Section 4. セクション4.

誓約書を提出しているパチンコホールを広くアピール

機構の趣旨に賛同し、誓約書を提出、機構の立入検査を受け入れているパチンコホールについては、機構のホームページを通じて常時公開させていただきます。このことにより、パチンコファンはもちろん、広く一般の方々に対しても、当該ホールが健全営業を行っていることを大きくアピールできると考えています。

あわせて誓約書をご提出頂いたホールには、機構から「誓約書提出証明証」をお送り致します。「誓約書提出証明証」をホール内に掲出して頂くことにより、来店されるお客様に健全営業が大きくアピールできると考えます。



Section 5. セクション 5.

遊技機メーカー、遊技機販売業者等への情報提供

遊技機メーカー、遊技機販売業者等には、不正改造について強い危機感を抱いており、自社が販売する遊技機について、不正改造が行われないことについて何らかの担保がない限りは、遊技機の供給はできないとの方針を採用する企業もあるようです。このような遊技機メーカー、遊技機販売業者の中には、機構の行う立入検査を受け入れることが一つの担保となりうると判断されているところもあると考えられますし、機構としても定められた立入検査をきちんと受け入れているホールについての情報を積極的に遊技機メーカー、遊技機販売業者等に利用して頂けるよう、正確な情報の管理、提供を心がけていきます。

なお、個々の遊技機メーカー、遊技機販売業者がどのような販売方針をとるのか、取引条件をどのようにするのか、更には、機構の立入検査をどのように位置づけるかなどは、機構が関与する問題ではなく、個々の遊技機メーカー、遊技機販売業者がそれぞれ独自に決定することになりますので、それぞれ個々の遊技機メーカー、遊技機販売業者にご確認ください。



Section 6. セクション 6.

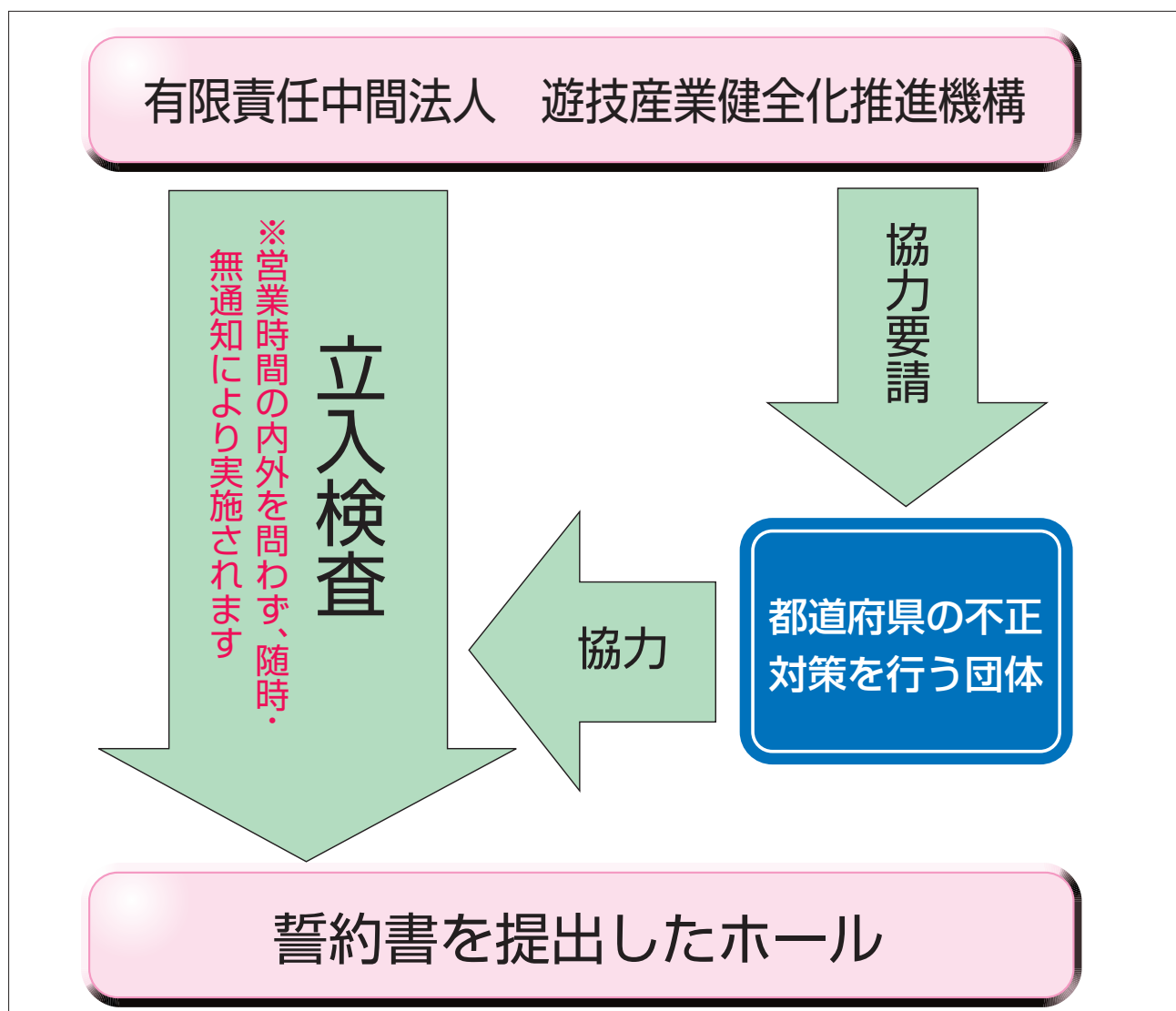
立入検査（ホールを例として）

機構は立入検査を受け入れる旨の誓約書の提出を受けて、誓約書の提出のあったホールを安心して遊べるホールとしてお客様にPRを行います。その意味で、機構の立入検査は極めて重要なものであり、遊技機等の不正改造を防止するために実効性のあるものでなければなりません。

立入検査は、誓約書にも記載している通り、営業時間の内外を問わず、随時・無通知により実施されます。立入検査の結果については、監督官庁、関係団体へ適切なかたちで提出されます。

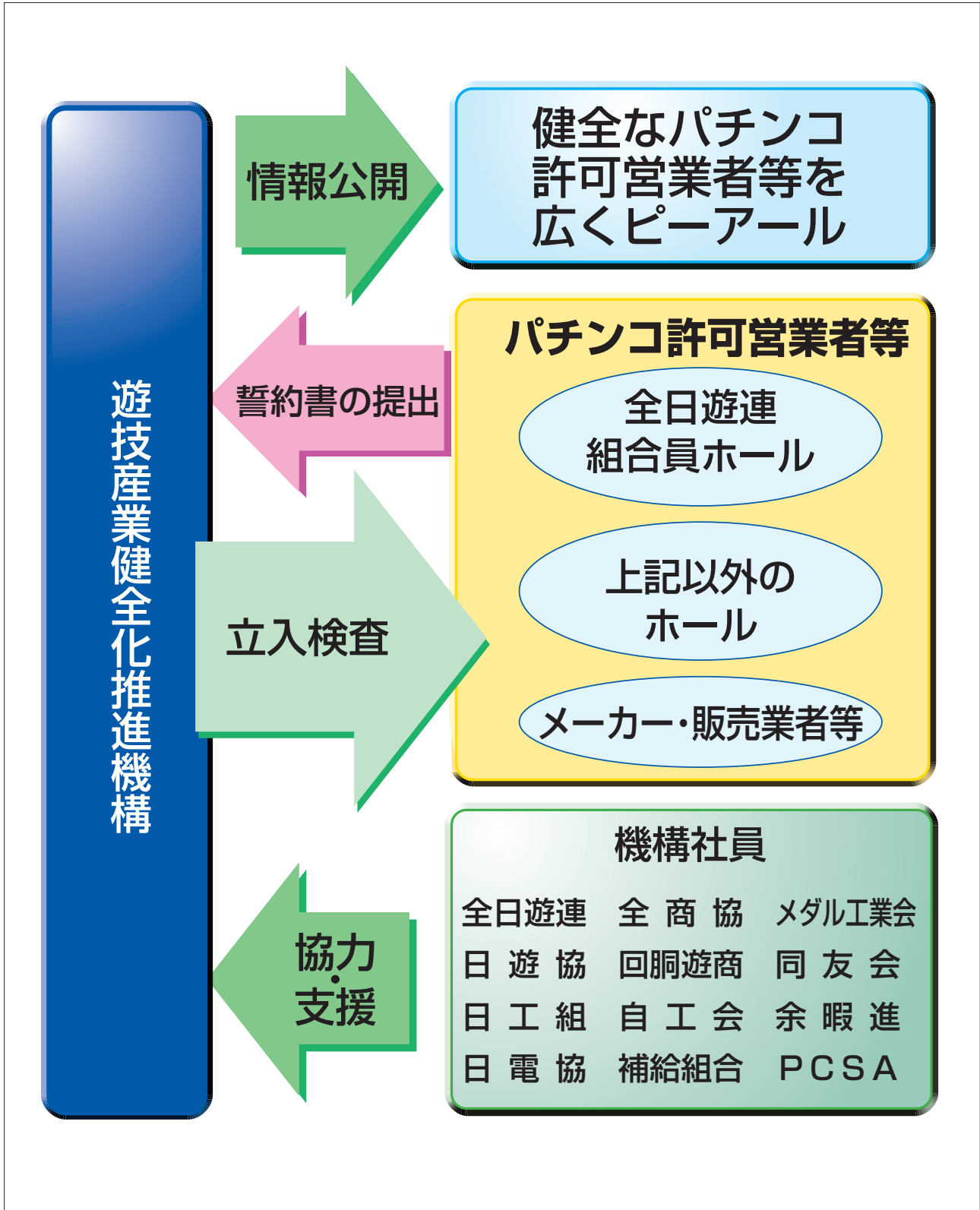
また、この立入検査については、機構が単独で実施するだけでなく、現在、既に活動を行っている「都道府県の不正対策を行う団体」に対し、協力要請を行うなど、より効果的かつ効率的に実施されるよう努力して参ります。

あわせて機構は、これらの「都道府県の不正対策を行う団体」の検査員に対して研修を実施する等、全国的により高いレベルでの検査体制を構築することを目指します。



Section 7.
セクション7.

機構による不正対策システムの相関図



Section 8. セクション 8.

情報提供による不正防止への抑止力

今回、立入検査を適正に受け入れて機構の行う不正改造防止の趣旨に賛同するホールに関する情報等は、お客様、行政、そして遊技機メーカー、遊技機販売会社などに提供されることとなります。

お客様は、機構の公表する情報にアクセスすることにより、自分が遊んでいるホールが積極的に不正改造防止に取り組んでいるホールであることを確認することができ、安心して遊んで頂けます。

また、機構はこのような情報が様々な面から不正改造防止に資するものと信じております。

同時に、不正改造の存在に強い危機感を有している遊技機メーカー、遊技機販売会社にとっても、機構の提供する情報は極めて有益であると考えております。

その意味で、正確かつタイムリーな情報の提供を行うことができるようにし、誓約書を提出し、誓約書に従って不正改造防止を徹底されるホールの方々には、お客様にも行政にも、遊技機メーカー、遊技機販売会社にも、しっかりと不正改造防止に取り組んでいるホールであることを機構が保証していると考えて頂けるようにして参ります。



【ご注意】

機構運営費について

機構の運営費用については、以前より、新台購入時 1 台あたり 100 円、中古機購入時 1 台あたり 50 円を、ホールと遊技機メーカー（販売業者）から、それぞれご負担頂くことについて検討されておりましたが、この費用の負担方法は変更されました。

機構は社員の経費負担により運営されますので、ご協力をお願いします。

《参考》

有限責任中間法人遊技産業健全化推進機構 定款 第 1 2 条

（経費の負担）

第 1 2 条 社員は、機構を運営するために必要な経費を社員総会の定めるところにより、支払わなければならない。

平成 1 8 年 1 2 月

有限責任中間法人遊技産業健全化推進機構